

平成24年9月11日

常陸太田市議会議長 後 藤 守 殿

議会活性化特別委員会委員長 深 谷 渉

議会活性化特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託された事件について、常陸太田市議会会議規則第103条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

議会活性化特別委員会最終報告書

平成24年9月11日

常陸太田市議会活性化特別委員会

1 調査事件

常陸太田市議会の活性化についての調査・研究

2 議会活性化特別委員会設置の趣旨

分権時代における今後の市議会運営のあり方が問われる中、議会はより多くの市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分に発揮し、市民の負託に的確に応えることを目指した議会の活性化を図るため、議会活性化特別委員会を設置いたしました。

3 委員会活動の経過（会議の開催年月日及び協議内容）

- (1) 平成 22 年 12 月定例会において、11 名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会が設置されました。検討を始めるにあたり、まず委員会としての基本理念を決定し、基本理念を実現するため 6 項目を柱とする基本方針を設定し、今後の進め方について確認をいたしました。

次に、検討項目として取り組むべき課題を整理し、具体的検討項目として 30 項目を取り上げることにいたしました。

第 3 回以降の本特別委員会においては、具体的検討項目について検討を行い、途中東日本大震災により中断を余儀なくされましたが、これまで 1 年 9 ヶ月、30 回にわたり委員会を開催し、委員全員が様々な視点・論点から慎重に、時には熱く、真剣に議論を闘わせ、委員会で結論を得た項目については、平成 23 年 12 月定例会及び全員協議会において中間報告を行ってきました。

調査・研究における主な検討結果として、本会議のあり方では一般質問における一問一答方式の導入、発言通告書の見直し、常任委員会の活性化では常任委員会等の開催方法及び協議会の充実や年間活動計画に基づく政策提言、議員間討議の促進など。市民参加型議会のあり方では議会報告会の開催、議会だよりの充実、市民アンケート調査の実施、議会関連予算の適正化では政務調査費使途基準支出規定の全部改正、所管事務調査費の減額、その他議会の活性化では各種審議会等委員選出の見直しなど、決定された事項から順次実施に移行してきました。

さらに、これまでの調査・研究において市民に開かれた議会のあるべき姿を検討してきた集大成として、議会及び議員の活動原則や市民と議会、市長と議会の関係、自由討議の保障及び拡大など議会に関する基本的事項を定め、議会の最高規範となる常陸太田市議会基本条例の制定に向け協議を重ね、パブリック・コメントを経て最終調整を行い、9 月 24 日の定例会最終日、議員提案により常陸太田市議会基本条例(案)を提案し、本特別委員会を終了することになりました。

最後に、議会の活性化に向け、長きにわたり熱心に議論を重ねていただいた委員各位に深く感謝を申し上げますとともに、議員各位におかれましても条例(案)の趣旨をご理解いただき、ご賛同をお願い申し上げまして、議会活性化特別委員会の最終報告といたします。

(2) 委員会開催状況と協議内容

区分	開催期日	協 議 内 容
平成 22 年 12 月 24 日		平成 22 年 12 月定例会において、11 名の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、11 名の委員を選任
第 1 回	12 月 24 日	正副委員長の互選
第 2 回	平成 23 年 1 月 21 日	1 今後の進め方について ・基本理念「議会活性化と市民参加～市民の見える議会へ～」 ・基本方針 (1) 本会議のあり方に関すること (2) 常任委員会等の活性化に関すること (3) 市民参加型議会のあり方に関すること (4) 議員、事務局職員の能力向上に関すること (5) 議会関連予算の適正化に関すること (6) その他議会の活性化等に関すること 2 具体的検討項目の設定について
第 3 回	2 月 10 日	1 具体的検討項目の設定について 2 具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) 議会関連予算の適正化（所管事務調査費のあり方・継続協議） (3) その他議会の活性化等（議員と各種審議会・継続協議）
	2 月 18 日	全員協議会において報告 ・基本理念・基本方針
第 4 回	2 月 24 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) 議会関連予算の適正化（所管事務調査費のあり方）
第 5 回	3 月 10 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・継続協議） (2) その他議会の活性化（議員と各種審議会・継続協議）
第 6 回	3 月 16 日	具体的検討項目の検討 (1) 議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方）
	3 月 25 日	全員協議会において中間報告（第 1 回） ・議会関連予算の適正化（政務調査費のあり方・所管事務調査費のあり方）
第 7 回	5 月 26 日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方（一問一答方式の導入関連・継続協議）

第8回	6月16日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方（一問一答方式の導入関連・継続協議） (2) 市民参加型議会のあり方（議会だよりの充実・継続協議）
第9回	7月5日	具体的検討項目の検討 (1) 本会議のあり方（休日・夜間の会議） (2) その他議会の活性化等（議会・行政用語の見直し、子ども議会）
	7月21日	全員協議会において中間報告（第2回） ・一般質問一問一答方式の導入 ・発言通告書のあり方
第10回	7月21日	具体的検討項目の検討 (1) 常任委員会等の活性化 (2) 市民参加型議会のあり方（市民アンケート調査の実施・継続協議）
第11回	8月1日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（市民アンケート調査の実施・継続協議）
第12回	8月19日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（市民アンケート調査の実施・継続協議） (2) その他議会の活性化等（議員と各種審議会）
第13回	9月12日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会だよりの充実・継続協議） (2) 本会議のあり方（一問一答方式の導入関連） (3) 市民参加型議会のあり方（市民アンケート調査の実施）
第14回	9月28日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会だよりの充実）
	10月21日	全員協議会において中間報告（第3回） ・本会議のあり方（一般質問一問一答方式の変更・追加） ・常任委員会等の活性化 ・市民参加型議会のあり方（議会だよりの充実、市議会ホームページの充実、インターネット中継、市民アンケート調査の実施） ・その他議会の活性化等（議員と各種審議会、行政用語の見直し、子ども議会）
第15回	10月21日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（請願書・陳情書の取り扱い）
第16回	11月14日	議会報告会の先進事例視察研修（鹿嶋市議会）
第17回	11月21日	定例会における中間報告（案）の内容検討

第18回	12月15日	中間報告（案）の内容検討 具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会報告会の開催）
	12月21日	12月定例会において中間報告 6つの柱、具体的30項目のうち、5つの柱、具体的26項目を報告
第19回	平成24年 1月20日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会だよりの確認、議会報告会）
第20回	2月1日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会報告会の開催要領案・継続協議）
第21回	2月16日	具体的検討項目の検討 (1) 市民参加型議会のあり方（議会報告会の開催要領案・継続協議） (2) 議員・事務局職員の能力向上
第22回	3月9日	具体的検討項目の検討 (1) 市民アンケート調査項目の最終調整
	3月19日	全員協議会において中間報告（第4回） ・市民参加型議会のあり方（議会報告会の開催） ・議会、事務局職員の能力向上（議員・事務局職員の相互関係、議員・職員の研修会への参加、図書室の充実）
第23回	3月19日	具体的検討項目の検討 (1) 市民アンケート調査項目の最終調整
第24回	4月24日	市議会基本条例（案）の検討
第25回	5月10日	市議会基本条例（案）の検討
第26回	5月28日	市議会基本条例（案）の検討
第27回	6月14日	市議会基本条例（案）の検討
	6月19日	全員協議会において中間報告（第5回） ・市議会基本条例（案）の制定に向けて（条例案の検討、パブリック・コメントの実施について）
第28回	7月11日	正副委員長の互選 具体的検討項目の検討 (1) 市議会基本条例（案）の検討 (2) 市民アンケート調査の集計結果
	7月17日～8月6日	パブリック・コメント実施
第29回	8月9日	市議会基本条例（案）について
	8月20日	全員協議会において全議員に常陸太田市議会基本条例の最終案を配付

第30回	9月11日	議会活性化特別委員会最終報告について 市議会基本条例（案）の議員提案について
------	-------	---

4 調査・研究における検討結果

項 目	結 果
1. 本会議のあり方に関すること	
①一問一答方式の導入	・ 市政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができる一問一答方式を導入する。 ・ 平成24年6月定例会から試行的に実施し、その結果を検証し本実施へ移行する。
②質問・答弁の対面方式の導入	・ 質問者と答弁者が相対することで自然な感覚でのやりとりが可能となる対面方式を導入する。 ・ 1回目の質問・答弁は従来どおり登壇し、すべての通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式とし、再質問から質問は質問席、答弁は自席で行う一問一答方式とする。 ・ 質問席は前列中央に設置する。 ・ 質問者は、1回目の質問終了後、壇上から質問席へ移動する。 ・ 質問は項目ごとに完結し、遡って質問できない。
③質問・答弁の時間	・ 議員一人の持ち時間は、質問・答弁の時間を併せて60分とする。 ・ 質問回数については制限しない。
④議員・執行部の呼称	・ 議員の呼称は、1回目は議席番号とフルネームに議員を付け、「○番□□△△議員」とし、2回目以降は名字のみに議員を付け、「□□議員」とする。 ・ 執行部の呼称は、現行どおり職名のみとする。
⑤反問権の付与	・ 答弁者は質問の趣旨や数値の引用を確認するため、反問することができる。
⑥会議時間	・ 現行のとおり（10時～16時）
⑦質問書（内容）のあり方	・ 項目を大・中・小とし、番号で大を1、中を（1）、小を①と表記する。一問一答は小項目ごととする。 ・ 平成23年12月定例会から実施する。
⑧休日・夜間の会議	・ 休日・夜間議会の開催は今後の課題とし、引き続き議会運営委員会で検討していく。

2. 常任委員会等の活性化に関すること	
①常任委員会・特別委員会のあり方	・委員会数、名称、定数、所管、委員の選任方法は現行のとおり。 ・定例会中の常任委員会は3日間開催とし、1日1委員会とする。 ・午後1時から委員会を開催し、午前10時から委員会ごとに委員会協議会を開催する。 ・予算・決算特別委員会は定例会中2日間開催とするが、前1日を特別委員会全員協議会とする。 ・平成24年3月定例会から実施する。
②常任委員会・特別委員会の任期	・現行のとおり（2年）
③各常任委員会における将来を展望した政策樹立	・委員会の年間活動指針を定めた活動計画書を作成し、最終的に委員会としての成果と反省を報告する。 ・委員会ごとにテーマや課題を設定し、議員提案による政策や条例の制定・改正に向けた研究討議を行い、議会における政策形成機能の充実を図る。
④調査活動の充実	・所管に属する先進地視察等調査活動については、調査後委員会としての見解や参考となる施策の提言等について検証・精査するとともに、視察のあり方について検討する。 ・各委員提案の調査項目は委員会で調整し、所管部に資料や説明を求める等調査・研究し、必要に応じて各種団体との意見交換や管内現地視察を実施する。
⑤付託案件に対する議員間の討議	・自由闊達な議論を通じ、付託案件等に対する課題、論点・争点を整理することにより、市民に対し議論の過程も含めた説明が可能となることから、議員間討議を促進する。
⑥付託案件以外の所管事務に対する調査・研究・討議の促進	
3. 市民参加型議会のあり方に関すること	
①議会報告会の開催	・常陸太田市議会報告会開催要領により開催する。 ・開催については、24年度を初年度とし、初年度は試行的に町会長を対象とする。
②傍聴者への質問資料（内容）の配布	・一般質問発言通告書に基づき、一覧表を配布する。 ・平成23年12月定例会から実施する。
③議会だよりの充実	・議会だより編集委員会については、議会だよりの編集にとどまらず、議会の広報・広聴に関する事項も含めることから、名称

	を広報委員会とする。 ・表紙（表・裏）をカラー刷りとし、紙面づくりを事務局と連携して行う。 ・一般質問はA 4・1 枚に2 名掲載とし、質問・答弁を要約し、顔写真の掲出に換えてポイントとなる表題表示を行う。 ・定例議会等議決事件で起立採決のあった議案については賛否一覧（賛成・反対）を掲載する。 ・「議会開催のお知らせ」（事前周知）の掲載場所については、現行のとおり市民バス及び本庁、各支所に掲示する。 ・議会だより配布時期の促進を図るため、事務局、広報委員会及び議員が原稿を分担して作成する。 ・広報委員会は編集後記、その他必要と認める事項のほか、一般質問原稿用紙の内容を校正するとともに、誇張、宣伝、事実の歪曲が生ずることの無いよう調整を行う。 ・一般質問原稿の作成は発言議員本人が行う。議会終了後7 日以内に「一般質問原稿用紙」を作成し、広報委員会に提出する。 ・広報委員会規程を定める他、議会だより発行規程、発行要項、申し合わせ事項の見直しを行う。 ・平成 23 年 12 月議会号から実施する。
④市議会ホームページの充実	・現行のとおり
⑤インターネット中継	・現行のとおり
⑥請願書・陳情書の取り扱い	・現行のとおりとする。 ・陳情書の写しの配布は、原本の写し（コピー）とする。
⑦市民アンケート調査の実施（調査・集計・分析・活用）	・市民の議会に対する意向や意見・要望を調査し、市民にわかりやすく開かれた議会づくり、市民に応えられる議会の改革を図るため、アンケート調査を実施する。 ・実施時期を平成 24 年 4 月発送、5 月回収とする。 ・調査方法は 20 歳以上の有権者を対象に、地区別・年齢別・男女別の層別抽出法により 2,300 人に対し、郵送により実施する。 ・調査項目はA 4 用紙両面刷り 2 枚に収まる程度とし、設問内容はなお継続して検討する。 ・実施にあたっては、議会だよりや市議会ホームページ、お知らせ版等により周知及び結果を掲載する。

4. 議員、事務局職員の能力向上に関すること	
①議員、職員の相互関係	・議員・職員それぞれが協力し、また補完しあいながら相互の信頼関係を築き、資質の向上を図る。
②議員・職員の研修会への参加	・研修会は自らが様々な調査、研究を深めることにより、幅広い知識・能力の向上が期待されることから、積極的に参加するよう努める。
③図書室の充実	・常陸太田市図書室条例に基づき、適正な管理・運営に努めるとともに、その有効活用を図る。
5. 議会関連予算の適正化に関すること	
①政務調査費のあり方	・政務調査費使途基準の支出規定の全部を「常陸太田市政務調査費使途基準の運用指針」に改正する。 ・平成 23 年度分から実施する。
②所管事務調査費のあり方	・所管事務調査旅費については、115,000 円／1 人を 100,000 円／1 人とする。 ・平成 23 年度分から実施する。
③議会費の抑制	・①、②を含め、議会費全般にわたり継続して経費の精査・検証を行い、議会費の抑制に努める。
6. その他議会の活性化等に関すること	
①議員と各種審議会	・議会の代表として選出している各種審議会等委員について、法令・条例等に議員を委員とする定めのあるもの及び市の代表として議員を選出しているものについては、今後も委員として選出する。それ以外のものについては次期委員の改選から委員として選出しない。 ・今後も選出すべき委員（個人情報や守秘義務のある委員については除く）については、議員間において情報を共有する観点から、出席した各委員会等の概要を要約し、口頭又は文書により全員協議会等で報告する。
②議会・行政用語の見直し	・傍聴者等市民にわかりやすい用語を使用するように努める。 ・解釈が曖昧な外来語には、間違った捉え方を避けるためにも、日本語で補足説明を加える。
③子ども議会	・子ども議会は、市議会の議場を見学するだけではなく、地方議会の役割や仕組みを学ぶことによって、子どもたちに政治への興味を持たせる機会にもなることから、開催にあたっては協力をしていくこととする。

議会活性化特別委員会委員名簿

役 職 名	議 員 名	備 考
委 員 長	深 谷 渉	H 2 4 . 7 . 1 1 ~ (H22. 12. 24~H24. 7. 11 副委員長)
副委員長	菊 池 伸 也	H 2 4 . 7 . 1 1 ~
委 員	宇 野 隆 子	
〃	高 木 将	
〃	後 藤 守	H 2 4 . 8 . 2 1 辞任
〃	川 又 照 雄	H 2 4 . 8 . 2 1 辞任
〃	高 星 勝 幸	
〃	深 谷 秀 峰	
〃	益 子 慎 哉	
〃	藤 田 謙 二	
〃	荒 井 康 夫	H 2 4 . 7 . 2 議員辞職 (H22. 12. 24~H24. 7. 2 委員長)